十三の十五　エボカルセトの製剤であつて、一個中エボカルセトとして四㎎以下を含有するもの	（新設）
十三の十六～十三の三十四　（略）	十三の十五～十三の三十三　（略）
十四～六十九の六　（略）	十四～六十九の六　（略）
（削る）	六十九の七　二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛［（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸（別名エボカルセト）の製剤であつて一個中二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛［（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸として二㎎以下を含有するもの
六十九の七～六十九の十八　（略）	六十九の八～六十九の十九　（略）
七十～百三十七　（略）	七十～百三十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。